第五条中第三十五号を第三十六号とし、第二十八号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一項を加える。

28　法別表第五第二十六号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　福島特例通訳案内士の生存の事実の確認

第五条に次の一号を加える。

37　法別表第五第三十四号の総務省令で定める事務は、福島復興再生特別措置法第二十六条の平成二十三年三月十一日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

附　則

この省令は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

○法務省令第二十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十五日

法務大臣　小川　敏夫

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表東京法務局の部同法務局の款目黒出張所の項を削り、同款渋谷出張所の項管轄区域欄中「渋谷区」を「目黒区　渋谷区」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年六月十一日から施行する。